

予約型医大病院乗合タクシー運行事業実施仕様書

本仕様書は、予約型医大病院乗合タクシー運行事業の実施に関して、必要な事項を定めるものとする。

1 事業名

予約型医大病院乗合タクシー運行事業（以下「事業」という。）

2 目的

本事業は、集落の点在と道路状況により、幹線道路を運行することを旨とする路線バスの運行では公共交通空白地域・不便地を生じる地域において、地域の移動手段を確保し、公共交通空白地域・不便地域の解消を図るため、乗合タクシーを運行することを目的とする。

3 事業概要

(1) 運行の態様

道路運送法第3条第1項イによる一般乗合旅客運送事業である「区域運行」の許可を得ることとするが、当事業は路線、ダイヤを設定した上で、旅客の需要に応じたものとし、停留所を設けないフリー乗降制とする。

(2) 運行日

- ① 原則、利用者からの予約に応じて毎日運行することとし、予約がない場合は運休とする。
- ② 気象状況等により安全な運行が確保できないと見込まれるときは、運行事業者の判断により運休とすることができる。この場合、運行事業者は、遅滞なく高知市及び南国市に報告する。

(3) 運行区域及び運行形態

高知市一宮地域・布師田地域周辺、及び南国市岡豊町蒲原地域周辺において1運行区域（1路線）を運行するものを「一宮線」とし、高知市大津地域周辺及び南国市岡豊町中島地域周辺において1運行区域（1路線）を運行するものを「美術館通線」とする（別紙1のとおり）。

(4) 乗換ポイント

乗合タクシーと路線バス等の結節点となる乗換ポイントを次のように設定する。

運行路線	乗換ポイント
一宮線	一宮バスターミナル 高知大学医学部附属病院
美術館通線	県立美術館通電停、領石通電停 高知大学医学部附属病院

(5) 運行時間及び運行便数

乗合タクシー運行時刻表は別紙2のとおりとする。

(6) 運行車両

- ① 事業に使用する車両（以下「車両」という。）は、運行事業者が所有するセダン型タクシー（普通車）を基本とする。ただし、利用状況に応じ、効率的な運行を図れば、ジャンボタクシー等乗車定員の大きな車両を使用することを妨げない。
- ② 運行のために確保すべき車両台数は、原則として予備車両を含めて4台とする。ただし、

予約状況に応じて台数を変更するなど臨機に対応することを妨げない。

- ③ 車両は、事業の遂行に必要な各種法令に適合するものであること。
- ④ 車両の点検及び清掃を適宜実施し、適正な維持管理に努め、運行に支障がないよう対応すること。
- ⑤ 運行に当たっては、乗合タクシーであることがわかるように、マグネットシートを車両の両側面及び前方に掲示するものとする。なお、マグネットシートは高知市及び南国市が製作し、運行事業者に無償貸与する。

(7) 運賃

- ① 乗合タクシーの運賃は、1乗車1人につき、次に定めるとおりとする。なお、運賃の支払いは現金制（タクシーチケット・バス回数券は使用不可）とし、運転手が利用者から直接受け取るものとする。

区分	運賃		備考
	市境を跨ぐ利用	左記以外	
大人（中学生以上）	300 円	200 円	均一運賃ゾーンにあつては、市境を跨ぐ利用の場合も 200 円
小人（小学生）	150 円	100 円	均一運賃ゾーンにあつては、市境を跨ぐ利用の場合も 100 円
幼児（未就学児）	無 料		必ず保護者同伴のこと
特別の適用方法	身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳（それぞれ級は問わず）をお持ちの方及び介助の方は半額とする。		

- ② 運賃は、全額、運行事業者の収入とする。

③ 均一運賃ゾーン

1) 医大～一宮線

起終点である高知刑務所前～高知大学医学部附属病院～小山橋～小山橋南で県道後免中島高知線を縦断する高知市と南国市の市境までの区間

2) 医大～美術館通線

起終点である高知大学医学部附属病院～小山橋～県道後免中島高知線～県道八幡大津線を県立岡豊高校南東で横断する高知市と南国市の市境までの区間

(8) 利用者

- ① 利用者は一人で乗り降り可能な方とする。ただし、介助者が同乗する場合はこの限りでない。
- ② 次に該当する場合は、原則として利用できないものとし、利用を拒否できるものとする。
 - ア 未就学児で保護者を伴わない場合
 - イ ペットを同乗させる場合
 - ウ 他の利用者に危害が及ぶおそれがあると判断できる場合
 - エ その他適正な運行を妨げるおそれがあると判断できる場合

(9) 運行期間

運行事業者は、原則として、令和6年10月1日から令和9年9月30日までの間、本仕様書に定める運行を継続する事。

4 事業内容

(1) 予約・配車に関すること

運行事業者は、利用者からの予約を受け付け、乗降場所を聞き取った上で、送迎時間等を利用者に告知し、速やかに運行経路の選定と配車を行うことにより円滑な運行を実施するものとする。なお、利用者の指定する場所が、車両転回の安全性が確保できない場所である場合は、公民館など、近辺で車両を安全に転回できる場所に配車しても構わない。

(2) 運行に関すること

運行事業者は、指定された乗合タクシー運行時刻表に基づき、運行経路上で利用者が指定する場所に車両を配車し、乗換ポイントに至る経路上で利用者が指定する場所まで乗り合いながら送迎するものとする。この場合、乗換ポイント利用者を優先した最適な運行経路及び順序で送迎するものとする。

(3) 実施報告に関すること

- ① 運行事業者は、運賃及び利用人数等の状況について、所定のデマンド型乗合タクシー運行事業日次報告書により日報を作成し、運行日の翌日（翌日が休日である場合は、休日後最初の高知市の開庁日）までに、高知市に提出すること。
- ② 運行事業者は、1か月の事業が終了した場合は、所定のデマンド型乗合タクシー運行事業月次報告書により月報を作成し、運行月の翌月5日（5日が休日である場合は、休日後最初の高知市の開庁日）までに、高知市に提出すること。
- ③ 運行事業者は、1年の事業が終了した場合は、旅客自動車運送事業等報告規則（昭和39年3月31日運輸省令第21号）第2条に基づく「事業報告書」及び「輸送実績報告書」の写しを速やかに提出すること。
- ④ 運行事業者は、高知市又は南国市から事業に関する資料等の提供の要求があった場合は、速やかに提出すること。

(4) 事業責任者の選任に関すること

- ① 運行事業者は、事業の責任者として、事業責任者を配置すること。
- ② 事業責任者は、高知市及び南国市と連絡調整を行い、事業を円滑に実施できるよう対応すること。

(5) 地域特性の把握

運行事業者は、より安全・円滑に事業を実施できるように、運行区域の道路状況や地理的特性を把握すること。

(6) 運行事業の推進に関すること

運行事業者は、公共交通の趣旨を理解し、乗合タクシー事業の運行者として本事業を積極的に推進すること。

(7) 予約受付に関すること

運行事業者は利用者からの予約に対して以下のとおり対応すること。

- ① 利用者からの予約方法は、電話又はFAXによるものとする。
- ② 予約締切時刻は、全ての運行便について、起終点発車時刻の30分前とする。
- ③ 予約受付は、毎日24時間対応とする。

5 補助金

高知市及び南国市は、事業を実施するために要する費用に対し、別に定める高知市地域公共交通推進事業費補助金交付要綱、及び南国市生活路線維持確保運行費補助金交付要綱により、補助

金を交付するものとする。ただし、補助金の交付を受けようとする年度の前年度の3月31日までは概算払請求を認めないものとする。

6 一般的注意事項

(1) 公共交通の意識

運行事業者は、事業を実施するに当たり、公共交通の一つを担うという意識を持ち、利用者の立場にたった対応を心がけること。

(2) 関係法令の遵守

運行事業者は、事業を実施するに当たっては、道路運送法、道路運送法施行令、道路運送法施行規則並びにその他関係法規及び通知等を遵守すること。

(3) 信義誠実の義務

運行事業者は、信義を重んじて誠実に事業の実施に取り組まなければならない。

(4) 貸与物品の取扱い

運行事業者は、高知市又は南国市から借用して使用する物品については、善良なる管理者の注意義務をもって使用し、滅失・毀損等をした場合、新調又は修理等を運行事業者の負担において行うこと。また、事業を終了した場合には、遅滞なく貸与物品を所有者に返却すること。

(5) 事業従事者への指導教育

運行事業者は、運転手・オペレーターなど事業に従事する者に対して、事業実施上の必要な指導や教育を実施し、乗合タクシーの運行に支障を来たさないよう万全を期すこと。

(6) 調査等

運行事業者は、高知市又は南国市から事業に関する資料の提出若しくは報告を求められたとき、又は調査の要請があったときは、これに応じること。

(7) 事故の防止

運行事業者は、事業の遂行に当たっては、安全管理を徹底するとともに、事故を未然に防止するよう最大限努めること。

(8) 事故等の報告

運行事業者は、事業の実施において、万が一事故が発生した場合は、直ちに適切な措置を講ずるとともに、高知市及び南国市に報告しなければならない。

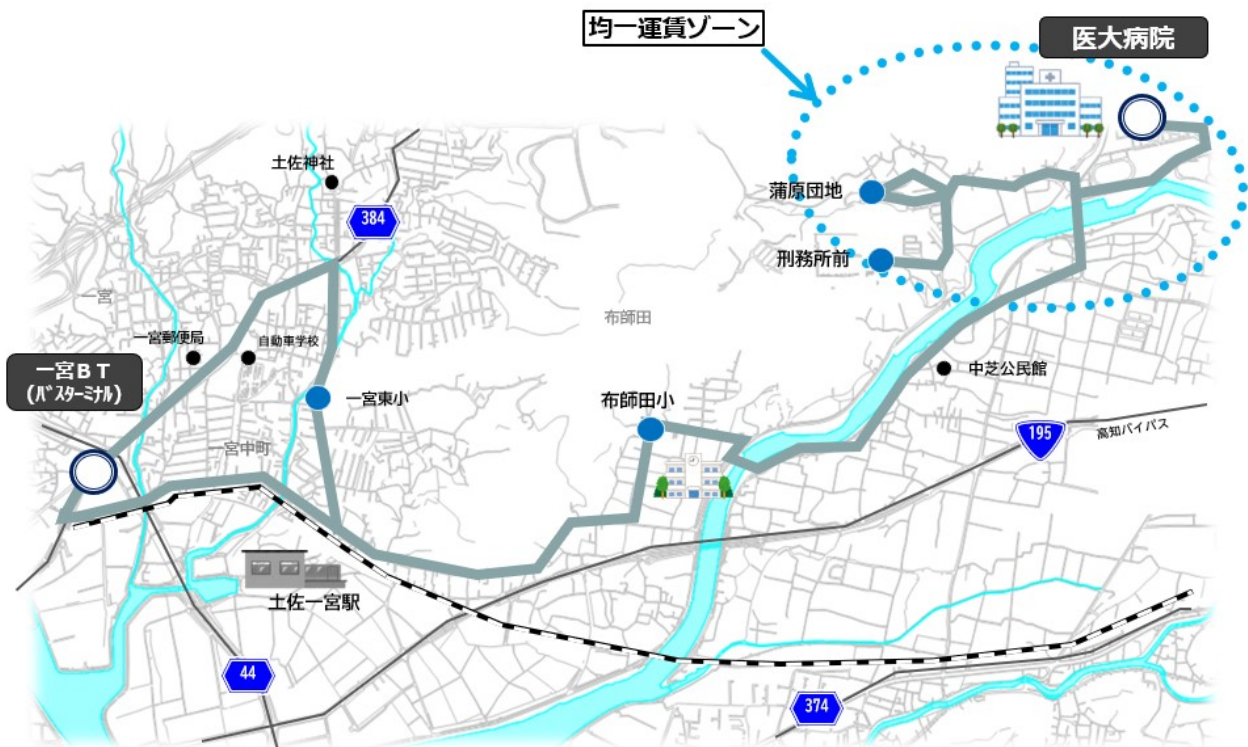
(9) 賠償責任

運行事業者は、事業の実施にあたり生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、賠償その他一切の責任を負うものとする。ただし、運行事業者の責によらないものは、この限りではない。

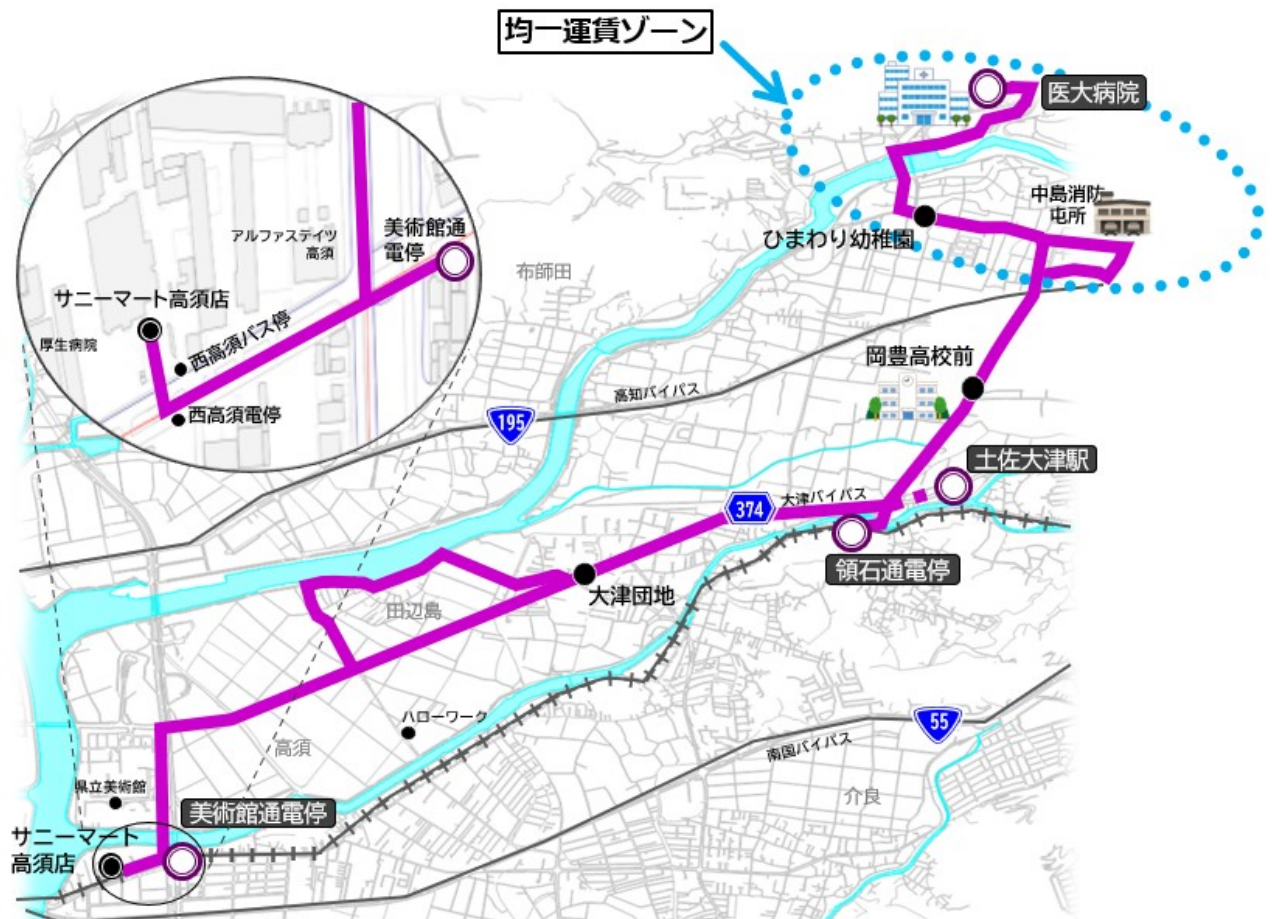
7 その他

本仕様書に定めのない事項や、疑義が生じた場合は、高知市及び南国市と運行事業者が相互に協議の上、定めるものとする。

【一宮線：刑務所前～布師田～一宮バスターミナル】



【美術館通線：医大～大津バイパス～美術館通】



一宮線（刑務所前～布師田～一宮ＢＴ（バスターミナル））

平日 土日祝

一宮方面へ	刑務所前	蒲原団地	医大病院	布師田小	一宮駅前	一宮東小 （一宮中町）	一宮ＢＴ
①	8:05	8:07	8:11	8:17	8:22	8:24	8:32
②	9:05	9:07	9:11	9:17	9:22	9:24	9:32
③	10:25	10:27	10:31	10:37	10:42	10:44	10:52
④	13:10	13:12	13:16	13:22	13:27	13:29	13:37

平日 土日祝

医大病院方面へ	一宮ＢＴ	一宮東小 （一宮中町）	一宮駅前	布師田小	医大病院	蒲原団地	刑務所前
⑤	11:10	11:18	11:20	11:25	11:31	11:35	11:37
⑥	13:25	13:33	13:35	13:40	13:46	13:50	13:52
⑦	15:10	15:18	15:20	15:25	15:31	15:35	15:37
⑧	18:20	18:28	18:30	18:35	18:41	18:45	18:47

美術館通線（医大～大津バイパス～美術館通）

平日 土日祝

美術館通方面へ	医大病院	ひまわり 幼稚園	岡豊 高校前	領石通	大津団地 （田辺島）	美術館通	西高須 （サニーマート 高須店）
①	9:00	9:03	9:05	9:07	9:11	9:18	9:19
②	10:00	10:03	10:05	10:07	10:11	10:18	10:19
③	11:00	11:03	11:05	11:07	11:11	11:18	11:19
④	12:30	12:33	12:35	12:37	12:41	12:48	12:49
⑤	14:30	14:33	14:35	14:37	14:41	14:48	14:49
⑥	16:30	16:33	16:35	16:37	16:41	16:48	16:49
⑦	17:30	17:33	17:35	17:37	17:41	17:48	17:49
⑧	18:30	18:33	18:35	18:37	18:41	18:48	18:49

平日 土日祝

医大病院方面へ	西高須 （サニーマート 高須店）	美術館通	大津団地 （田辺島）	領石通	岡豊 高校前	ひまわり 幼稚園	医大病院
①	8:30	8:31	8:38	8:42	8:44	8:46	8:49
②	9:30	9:31	9:38	9:42	9:44	9:46	9:49
③	11:00	11:01	11:08	11:12	11:14	11:16	11:19
④	13:00	13:01	13:08	13:12	13:14	13:16	13:19
⑤	15:00	15:01	15:08	15:12	15:14	15:16	15:19
⑥	16:00	16:01	16:08	16:12	16:14	16:16	16:19
⑦	17:00	17:01	17:08	17:12	17:14	17:16	17:19
⑧	18:00	18:01	18:08	18:12	18:14	18:16	18:19